

秋田市有林を活用したＪークレジット創出事業に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「秋田市有林を活用したＪークレジット創出事業」を実施するに当たり、協定を締結する優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

秋田市有林を活用したＪークレジット創出事業

(2) 事業内容

仕様書のとおり

(3) 事業期間

協定締結日から令和１８年３月３１日まで

※プロジェクト登録は、令和９年度中を想定

※プロジェクト期間は、８年間を想定

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下、「共同事業体」という。）は、全ての事業者が要件を満たすものとし、本プロポーザルに係る手続きは代表事業者が行うこと。

(1) Ｊークレジット制度を熟知しており、森林管理プロジェクトの登録申請、Ｊークレジット認証申請、Ｊークレジット販売実績および事務等の経験を有する者。

(2) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

(3) 国、都道府県および市町村の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

(4) 国税、都道府県税および市町村税に滞納がないこと。

(5) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者もしくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第３３条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続の開始の申立てをしている者もしくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第４１条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者は除く。）ではないこと。

(6) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

(7) 共同事業体として参加する全ての事業者が、他の共同事業体として、又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

4 企画提案の参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明するものとする。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式１）

イ 誓約書（様式２）

ウ 事業者概要（様式３）

エ 業務履行実績調書（様式４）

オ 参加資格要件確認書類（写し可）（提出日の３か月以内に発行されたもの）

（ア）法人の登記事項証明書

（イ）本社所在地の都道府県および市町村等が発行する納税証明書

（ウ）契約の締結等を受任している営業所が参加する場合は、営業所所在地の都道府県および市町村等が発行する納税証明書

（エ）税務署が発行する納税証明書（法人税および消費税・地方消費税に滞納がない旨の証明書）

※共同事業体として参加する場合は、ウ～オの書類について、共同で参加する事業者全てのものを提出すること。

(2) 提出期限 令和８年１０月９日（金）午後３時まで（必着）

(3) 提出場所 〒010-8560 秋田市山王一丁目１番１号

秋田市産業振興部農地森林整備課

TEL 018-888-5739 FAX 018-888-5736

E-mail ro-agfr@city.akita.lg.jp

(4) 提出部数 １部

(5) 提出方法 持参、郵送または電子メールによること。

※電子メールにより参加表明書を提出する場合は、電子メール送信後、電話などにより、上記(3)の提出先に連絡の上、本市で受領したことを必ず確認すること。

(6) 参加可否の通知

応募者への参加可否の通知は、令和８年１０月１３日（火）午後５時までに電話で通知し、後日文書により通知する。なお、参加できない応募者には、その理由を付して文書により通知する。

参加表明書の提出者が３者を超えた場合は、業務履行実績調書等を基に、概ね３者を選定する。

(7) 不明な点がある場合の質問書（様式５）

質問書の提出は、電子メール（受領を確認すること。）によるものとし、提出期限は、令和８年１０月１日（木）正午までとする。

提出された質問に対する回答は、令和８年１０月６日（火）までに質問者に対して電子メールにより行うほか、秋田市ホームページにて公表する。

(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/sonota-nyusatsu-keiyaku/1053402.html>)

5 企画提案書の提出

企画提案に参加する事業者は、企画提案書等を次により提出することとする。

(1) 企画提案書の内容（様式6または任意様式、ただしA4版とする。）

ア 事業計画

(ア) 企画提案の概要または要旨

(イ) プロジェクト登録からモニタリング、クレジット認証が完了するまでの事業の実施工程

(ウ) 創出したJ-クレジットの販売までの事務処理および各支援内容

(エ) その他提案事項

イ 企画提案内容

(ア) プロジェクト登録実施方法

(イ) モニタリング調査実施方法

(ウ) 創出クレジットの販売および販売支援方法

(エ) 秋田杉森林吸収J-VERクレジットの活用方法

(オ) その他提案事項

ウ 収支計画・収益配分

(ア) プロジェクト登録年度から終了年度（創出クレジット販売完了見込み）までの収支計画

(イ) CO₂吸収量の算定・売却益の見込み、外部経費（計画書の作成・登録費用、各審査・検証費用、モニタリング費用等）について。なお、CO₂吸収量の算定にあたっては、吸収量が過大とならないよう対象森林の地位指数を中位（地位3等）に設定すること。

(ウ) J-クレジット売却益から外部経費等を差し引いた収益配分について本市と事業者との按分率について。なお、外部経費については事業者が負担することを前提とする。

エ 実施体制

(ア) 事業の実施体制を明確にするための事業実施体制の編成について

(イ) 事業者が果たす具体的な役割や作業時期

(ウ) 共同事業者として実施する場合は、手続きおよび作業の役割分担について

(エ) その他提案事項

オ 業務実績

(ア) J-クレジット制度取組実績

(イ) J-クレジット販売実績

カ その他提案

(2) 資料の貸与

参加表明した事業者は、以下の資料を電子媒体で提供する。

ア 森林経営計画（令和6年2月15日認定、認定番号 秋田5-1）

イ 森林簿（ア 森林経営計画に対応する箇所のみ）

※貸与資料については、本事業の提案資料作成を目的に提供するものであるため、目的外の使用を禁ずる。このほか、本事業の遂行上必要な資料であって、

市が所有するものについては貸与する。

(3) 提出期限 令和8年10月21日（水）午後3時まで（必着）

(4) 提出場所 4(3)に同じ

(5) 提出部数 正本1部、副本5部とする。

（上記(1)ア～カの順に1綴りにして提出すること。）

事業者名の記載は正本のみに行い、副本については、提出者を特定することができる記述（具体的な会社名や記号等）を行わないこと。
又は、提出者を特定できないよう加工した上で提出すること。

(6) 提出方法 4(5)に同じ

6 企画提案のプレゼンテーションおよびヒアリング

次により企画提案書に係るプレゼンテーションおよびヒアリング（質疑応答など）を実施する。

(1) 日 時 令和8年10月30日（金）午前10時から

※参加者ごとの詳細な時間は後日連絡する。

(2) 場 所 秋田市役所3階 3-A会議室

(3) 説明時間 1者につき15分以内。終了後、10分程度の質疑応答の時間があるもの。

(4) 説明資料 上記5(1)の資料のみを用いて説明すること。なお、審査の公正を期するため、当日は副本を使用することから、プレゼンテーション時においても事業者名等を述べないこと。

7 優先交渉権者の選定

(1) プレゼンテーションおよびヒアリングにより、優先交渉権者を選定するための評価を行う。

(2) 企画提案書等の内容に関する評価項目および評価点数は、次のとおりとする。
評価の着眼点など詳細については、別紙「秋田市有林を活用したJークレジット創出事業評価基準表」のとおりである。

評価項目	評価点数
① 事業計画	10点(10点×1細項目)
② 企画提案内容	80点(20点×3細項目) (10点×2細項目)
③ 収支計画・収益配分	20点(20点×1細項目)
④ 実施体制	10点(10点×1細項目)
⑤ 業務実績	20点(20点×1細項目)
⑥ その他提案	10点(10点×1細項目)
合 計	150点

(3) 選定方法

(2)の合計が、最高点の者を優先交渉権者に選定する。また、2番目に高い者を次点者に選定するものとする。

ただし、各評価項目（①～⑥）において、合計点が6割以上であることを要する。また、合計が同点の場合は、項目ごとに比較し、②企画提案の内容、⑤業務実績、③収支計画・収益配分の順で高い者を選定する。②、③、⑤とも同点の場合は、選定委員の審議により選定する。

(4) 選定結果の通知

企画提案書の提出者に対しては、プレゼンテーションから1週間以内に、書面によりその結果と評価点数を通知する。また、各提案者に対し(2)の評価項目ごとの評価点数を公表する（優先交渉権者を選定されなかったものについては、事業者名を除く。）。

8 協定締結

(1) 協定交渉

本市は、優先交渉権者を選定した者と協定交渉を行い、協定に係る仕様を確定させる。

(2) 協定締結

本市は、優先交渉権者を選定した者と(1)において確定した協定により協定締結するものとするが、次の事項に該当するときはその者の提案を無効とし、次点者と協定交渉を行う。

ア 企画提案した内容に虚偽がある場合

イ 他の参加者に対して不当な行為をしたと認められる場合

ウ 協定交渉において、協定事項等が合意に至らなかった場合

エ その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

9 その他

(1) 企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類は本件以外に使用しない。

(4) 提出された企画提案書等は、秋田市情報公開条例の規定に基づく開示請求があった場合は、開示の対象文書となる。

(5) 本プロポーザルは協定候補者の選定を目的とし、本市は選定された提案書の内容に拘束されない。